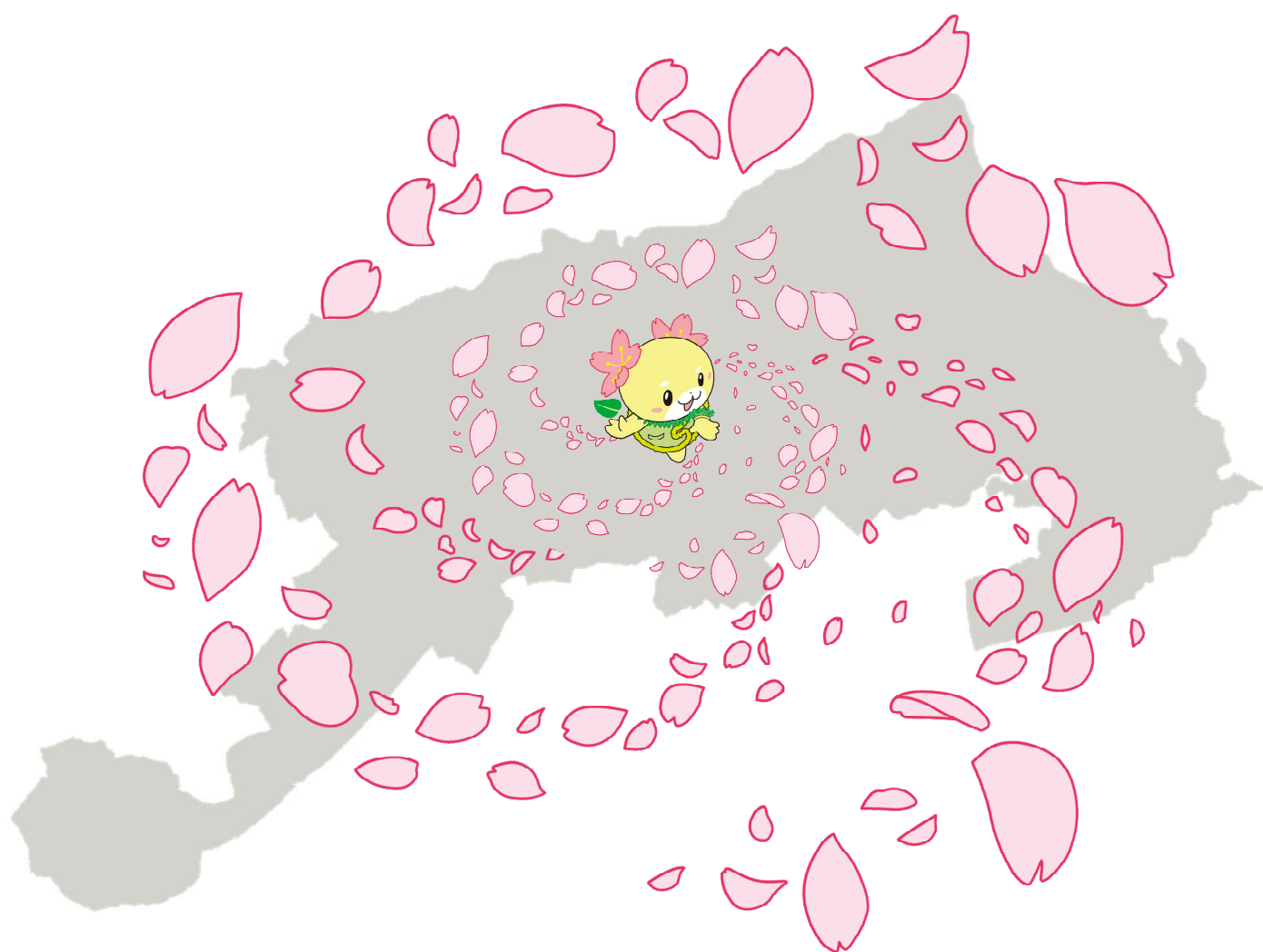


令和3年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど



坂戸市



目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和3年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3) 軽自動車税（種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5. 徴 収	24
(1) 年度別市税決算額	25
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	26
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	27
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	28
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	29
(6) 口座振替利用状況	30
(7) コンビニ収納状況	31
(8) 年度別差押財産状況の内訳	31
(9) 督促状発付状況	32
6. その他	33
市税の税率及び納期等の一覧表	34～36

1. 稅 務 行 政 機 構 等

税 務 機 構 及 び 事 務 分 掌

(令和3年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副 課長	課長 補佐	係長	係	計	事 務 分 掌
総務部	課税課		1		1			2	課の総括
		税 制 係				1	2	3	1 法人市民税の申告に関する事。 2 軽自動車税の賦課に関する事。 3 市たばこ税の申告に関する事。 4 個人市県民税の賦課に関する事。 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 6 特別土地保有税の賦課に関する事。 7 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 8 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。 9 税の諸証明書の発行に関する事。
		市民税 係				2	8	10	
		土 地 係				1	4※	5	
		家 屋 係				2	4	6	
		計	1		1	6	18	26	
	納税課		1					1	課の総括
		管 理 係				1	4	5	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事。 2 市税の過誤納金の還付に関する事。 3 市税の口座振替に関する事。 4 市税の督促に関する事。 5 納税証明に関する事。 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事。 8 差押財産等の換価に関する事。 9 納税相談に関する事。 10 介護保険料の収納に関する事。 11 後期高齢者医療保険料の収納に関する事。
		徴 収 係				1	6	7	
		特別整 理係				3	3	6	
		計	1			5	13	19	
	総計		2		1	11	31	45	

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年 区分		29	30	1	2	3
人口	男	人 51,013	人 50,840	人 50,673	人 50,610	人 50,322
	女	50,518	50,498	50,541	50,393	50,290
	計	101,531	101,338	101,214	101,003	100,612
世帯数		世帯 44,827	世帯 45,316	世帯 45,775	世帯 46,307	世帯 46,735

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

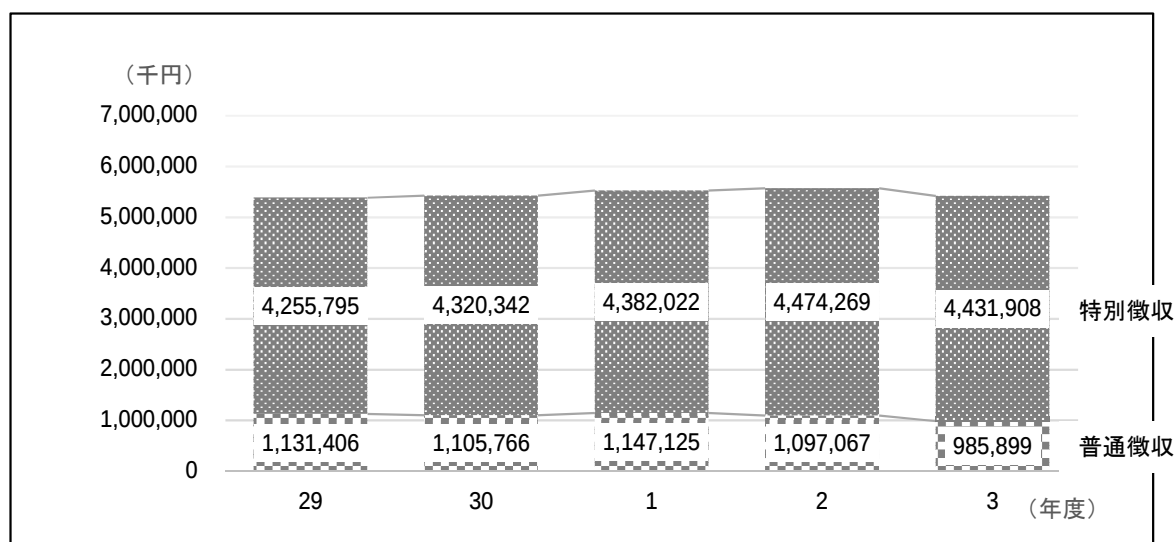
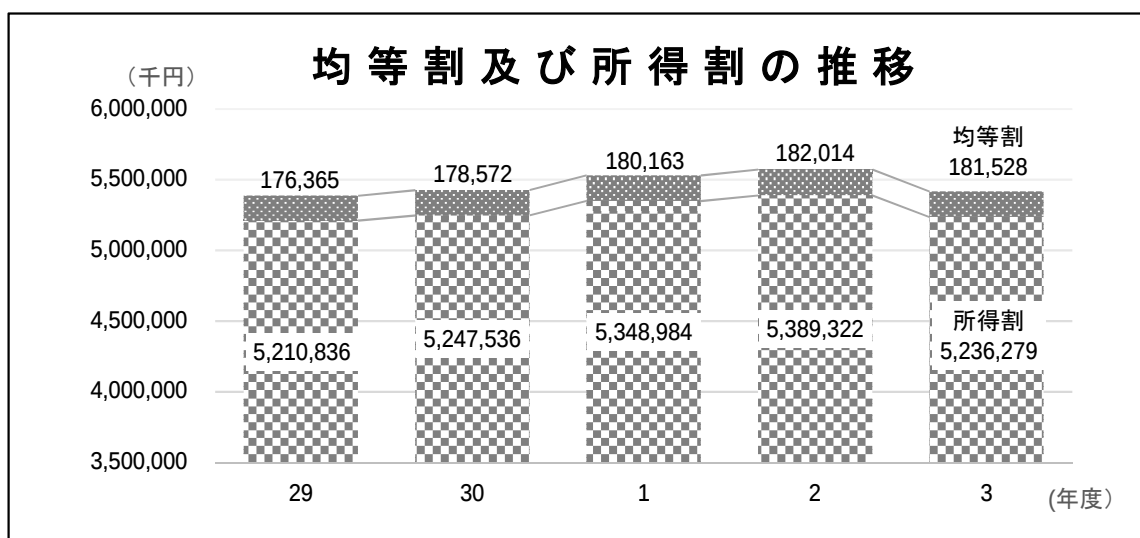
年度 区分			29	30	1	2	3
個人	均等割＋所得割		人 46,264	人 46,552	人 47,193	人 47,446	人 47,471
	均等割のみ		4,446	4,659	4,567	4,604	4,478
	計		50,710	51,211	51,760	52,050	51,949
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	社 15	社 14	社 14	社 14	社 16
		第8号	2	3	3	2	3
		第7号	111	100	100	100	105
		第6号	18	16	16	16	14
		第5号	73	71	71	75	77
		第4号	25	27	26	26	26
		第3号	264	278	280	278	277
		第2号	12	11	11	9	10
		第1号	1,580	1,573	1,603	1,684	1,696
	計		2,100	2,093	2,124	2,204	2,224

※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度 区分		29	30	1	2	3
普通徴収	均等割	40,152	40,320	39,994	37,364	34,345
	所得割	1,091,254	1,065,446	1,107,131	1,059,703	951,554
	小 計	1,131,406	1,105,766	1,147,125	1,097,067	985,899
特別徴収	均等割	136,213	138,252	140,169	144,650	147,183
	所得割	4,119,582	4,182,090	4,241,853	4,329,619	4,284,725
	小 計	4,255,795	4,320,342	4,382,022	4,474,269	4,431,908
調定額	均等割	176,365	178,572	180,163	182,014	181,528
	所得割	5,210,836	5,247,536	5,348,984	5,389,322	5,236,279
	合 計	5,387,201	5,426,108	5,529,147	5,571,336	5,417,807

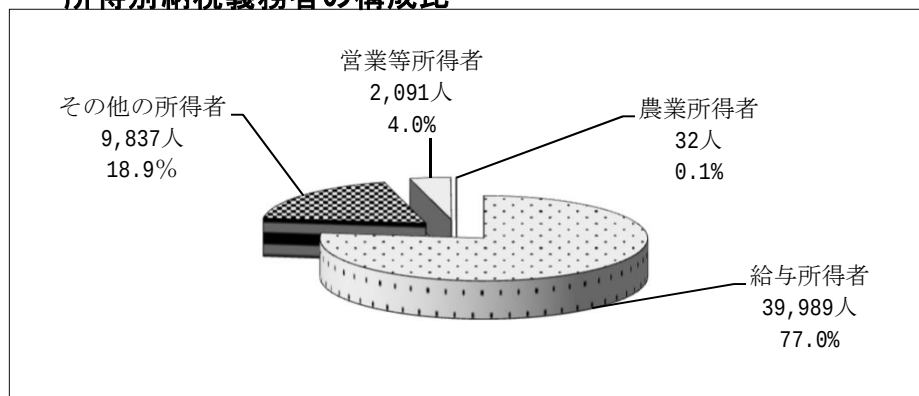


(4) 令和3年度 個人市民税賦課状況

(令和3年7月1日現在)

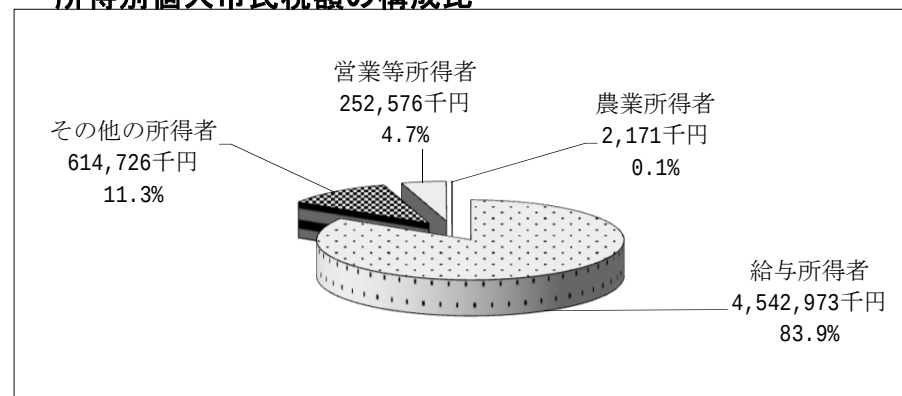
区 分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給 与 所 得 者	2,326	8,141	37,663	131,821	4,403,011	39,989	4,542,973	114	83.9
営 業 等 所 得 者	225	787	1,866	6,531	245,258	2,091	252,576	121	4.7
農 業 所 得 者	12	42	20	70	2,059	32	2,171	68	0.1
その他の所得者	1,915	6,703	7,922	27,727	580,296	9,837	614,726	62	11.3
計	4,478	15,673	47,471	166,149	5,230,624	51,949	5,412,446	104	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 51,949人

・所得別個人市民税額の構成比



個人市民税総額 5,412,446千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和3年7月1日現在)

区 分 課税標準額の段階	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,318	75	0	471	84	1,948
10万円を超え 100万円以下	10,505	574	8	4,775	125	15,987
100万円を超え 200万円以下	11,536	498	7	1,600	114	13,755
200万円を超え 300万円以下	6,864	296	1	341	95	7,597
300万円を超え 400万円以下	3,407	163	1	115	58	3,744
400万円を超え 550万円以下	2,249	116	2	97	46	2,510
550万円を超え 700万円以下	654	48	1	56	23	782
700万円を超え 1千万円以下	451	32	0	54	26	563
1千万円超	439	46	0	56	44	585
合計	37,423	1,848	20	7,565	615	47,471

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

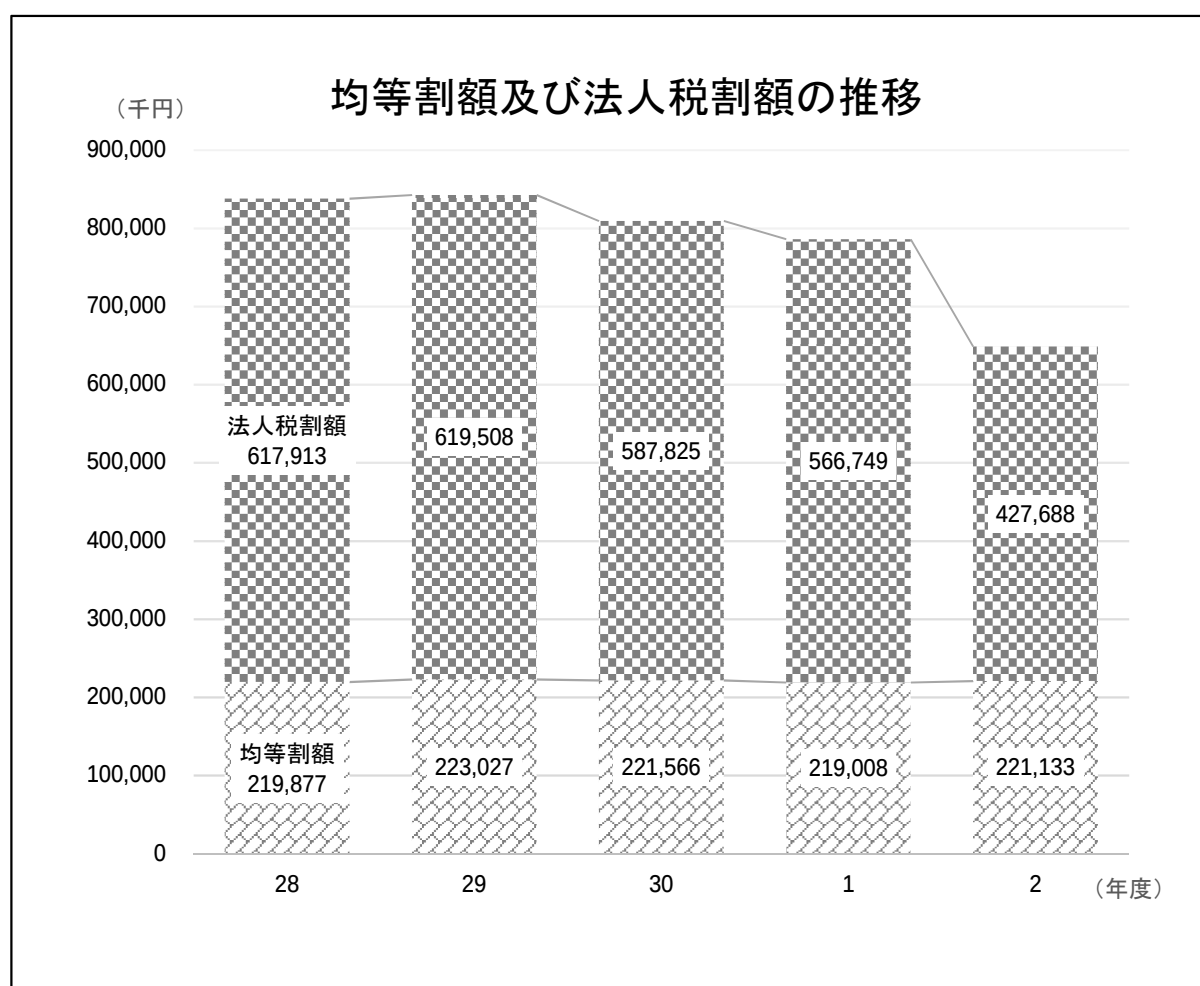
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度		28	29	30	1	2
均等割額	法人数 (社)	2,077	2,100	2,111	2,118	2,118
	調定額 (千円)	219,877	223,027	221,566	219,008	221,133
法人税割額	法人数 (社)	860	864	878	838	868
	調定額 (千円)	617,913	619,508	587,825	566,749	427,688
合計調定額 (千円)		837,790	842,535	809,391	785,757	648,821
合計税額の対前年比 (%)		101.4	100.6	96.1	97.1	82.6

※ 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

※ 法人税割法人数は、集計年度内に提出された申告のうち、法人税割調定額が1円以上の法人数です。



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

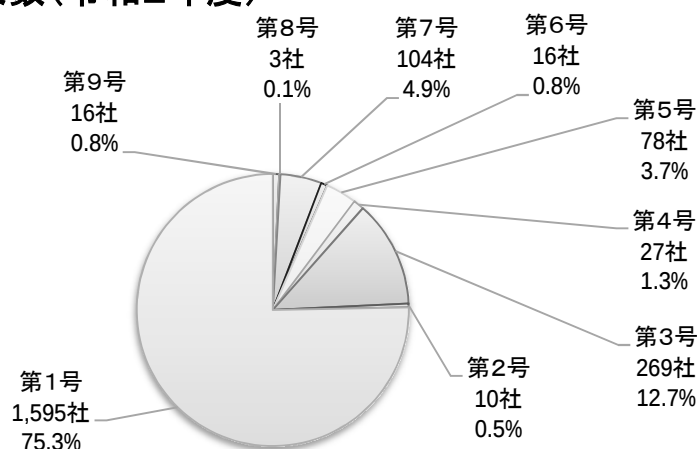
年度 区分	28	29	30	1	2
第9号	14	15	15	14	16
第8号	2	2	3	3	3
第7号	114	115	105	106	104
第6号	19	19	16	16	16
第5号	73	75	73	72	78
第4号	25	28	25	26	27
第3号	265	275	283	287	269
第2号	13	9	9	9	10
第1号	1,552	1,562	1,582	1,585	1,595
合計	2,077	2,100	2,111	2,118	2,118

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号 数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—

号数別法人数(令和2年度)



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	1 年度 (円)	2 年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	275,000	473,800	172.3
農業	275,000	473,800	172.3
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	399,762,200	290,100,800	72.6
鉱業	0	0	0.0
建設業	48,753,100	51,427,200	105.5
製造業	351,009,100	238,673,600	68.0
第3次産業	385,720,110	358,246,190	92.9
卸・小売業	180,308,010	150,321,390	83.4
宿泊・飲食業	12,437,400	10,905,800	87.7
金融・保険業	41,161,500	37,978,500	92.3
不動産業	23,127,200	21,513,100	93.0
運輸・通信業	36,751,800	43,358,000	118.0
電気・ガス・水道業	7,415,900	8,977,500	121.1
サービス業	82,579,600	83,304,100	100.9
その他	1,938,700	1,887,800	97.4
計	785,757,310	648,820,790	82.6

3. 固 定 資 産 税

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		29	30	1	2	3
個人	土地	25,724	25,877	26,063	26,245	26,430
	家屋	30,588	30,920	31,120	31,320	31,517
法人	土地	826	837	863	894	916
	家屋	808	832	859	892	917
合計	土地	26,550	26,714	26,926	27,139	27,346
	家屋	31,396	31,752	31,979	32,212	32,434

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		29	30	1	2	3
免税点 以上	個人	153	142	144	141	138
	法人	757	758	770	794	746
	計	910	900	914	935	884
免税点 未満	個人	250	256	263	243	264
	法人	833	810	818	770	884
	計	1,083	1,066	1,081	1,013	1,148
個人計		403	398	407	384	402
法人計		1,590	1,568	1,588	1,564	1,630
合計		1,993	1,966	1,995	1,948	2,032

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

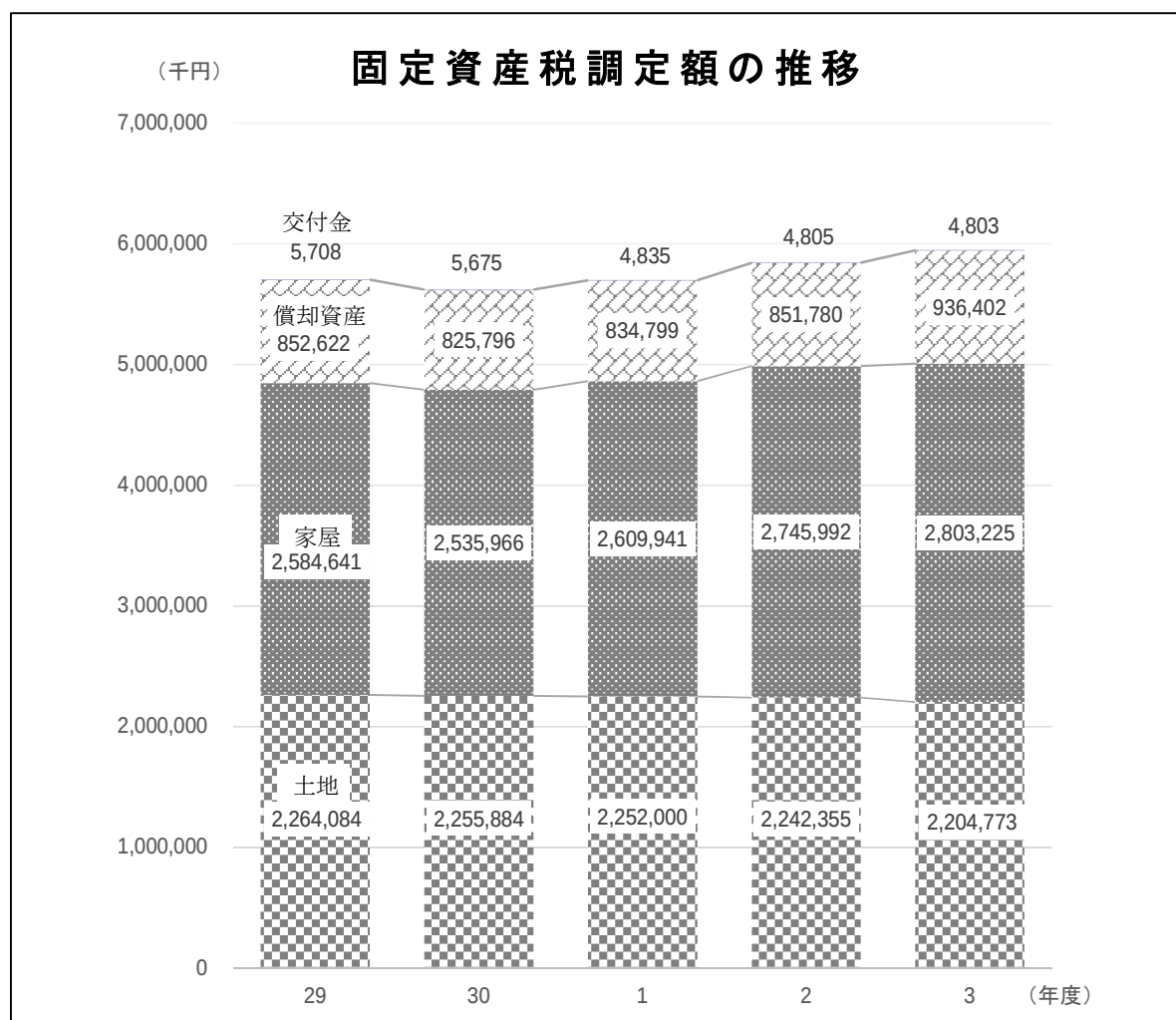
年度 区分		29	30	1	2	3
固定資産税	土地	2,264,084	2,255,884	2,252,000	2,242,355	2,204,773
	家屋	2,584,641	2,535,966	2,609,941	2,745,992	2,803,225
	償却資産	852,622	825,796	834,799	851,780	936,402
	小計	5,701,347	5,617,646	5,696,740	5,840,127	5,944,400
交付金		5,708	5,675	4,835	4,805	4,803
合 計		5,707,055	5,623,321	5,701,575	5,844,932	5,949,203

※「調定額」

税収入の見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和3年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	27,346	79,516	26,660,153	463,886,333	62.2
	家 屋	31,782	35,113	5,727,006	208,540,567	28.0
	償却資産	884	-	-	69,935,530	9.4
	市 評 価 分	868	-	-	48,636,826	6.5
	国・県配分	16	-	-	21,298,704	2.9
	小 計	60,012	114,629	32,387,159	742,362,430	99.6
免税点未満	土 地	2,526	3,817	1,413,484	1,078,579	0.1
	家 屋	652	800	61,473	1,289,334	0.2
	償却資産	1,148	-	-	489,576	0.1
	市 評 価 分	1,147	-	-	488,715	0.1
	国・県配分	1	-	-	861	0.0
	小 計	4,326	4,617	1,474,957	2,857,489	0.4
合 計		64,338	119,246	33,862,116	745,219,919	100

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和3年5月1日現在 単位:千円)

区 分		決定価格	課税標準額	
種 類			うち特例分	
市評価分	構 築 物	12,469,942	12,139,390	323,482
	機 械 及 び 装 置	28,847,569	27,147,717	1,237,515
	車両及び運搬具	183,329	177,393	5,936
	工具・器具・備品	7,135,986	7,009,823	122,436
	小 計	48,636,826	46,474,323	1,689,369
国・県配分		21,298,704	20,442,961	0
合 計		69,935,530	66,917,284	1,689,369

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

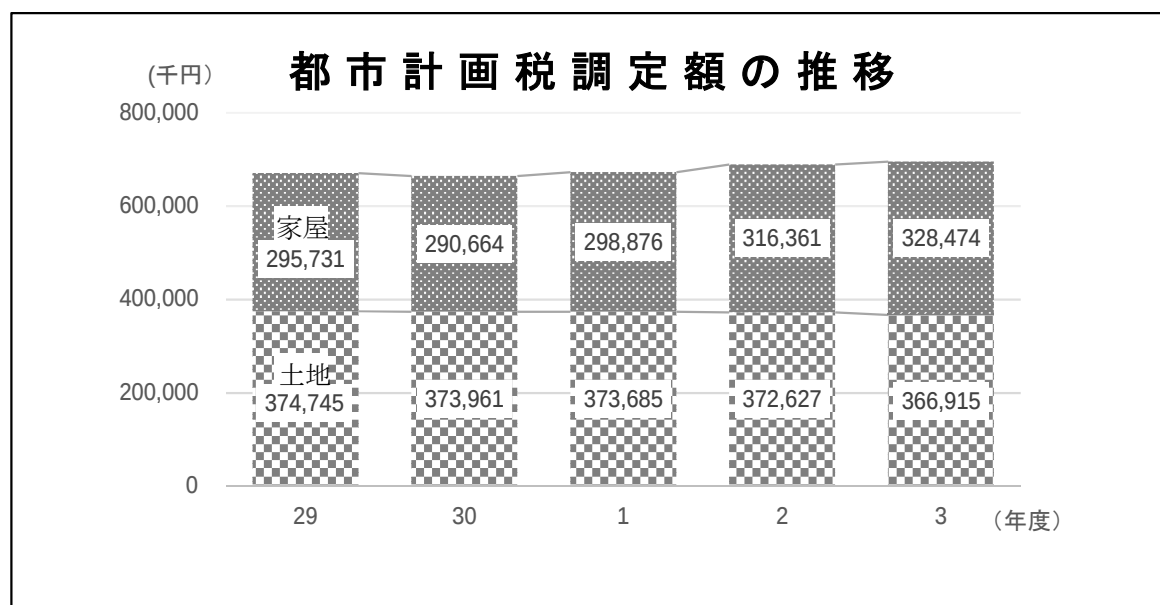
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	29	30	1	2	3
個人	40,634	40,954	41,188	41,462	41,750
法人	1,124	1,158	1,206	1,256	1,250
合計	41,758	42,112	42,394	42,718	43,000

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	29	30	1	2	3
土地	374,745	373,961	373,685	372,627	366,915
家屋	295,731	290,664	298,876	316,361	328,474
合計	670,476	664,625	672,561	688,988	695,389



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和3年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	19,746	29,634	7,025,000	393,482,667	70.3
家屋	23,254	22,241	4,143,773	165,988,272	29.7
合計	43,000	51,875	11,168,773	559,470,939	100.0

(9) 土 地 ・ 地 目 別 集 計 表

(令和3年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分 地 目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田		8,418	6,768,467	1,100,217
畑		10,585	6,328,888	9,316,249
宅 地	住 宅 用 地	51,620	8,650,516	317,606,010
	非 住 宅 用 地	2,746	2,113,717	82,767,010
	小 計	54,366	10,764,233	400,373,020
池	沼	51	38,136	22,621
山	林	1,515	1,069,534	591,118
原	野	1,462	667,825	42,484
雑	種 地	6,919	2,429,144	53,518,780
そ の 他 (公 衆 用 道 路 等)		50,347	12,953,773	423
合	計	133,663	41,020,000	464,964,912

(10) 木 造 家 屋 ・ 種 類 別 集 計 表

(令和3年5月1日現在 免税点未満含む。)

区 分 種 類		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
住 宅	専 用	22,710	2,473,454	70,942,350
	共 同	660	149,890	4,499,092
	併 用	886	110,612	1,829,309
	小 計	24,256	2,733,956	77,270,751
ホ テ ル ・ 旅 館 ・ 料 亭		10	588	5,869
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗		302	28,248	669,978
劇 場 ・ 病 院		33	5,163	189,511
工 場 ・ 倉 庫		227	14,618	101,462
土 蔵		479	10,168	35,726
附 属 家		2,414	108,489	513,456
合	計	27,721	2,901,230	78,786,753

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和3年5月1日現在 免税点未満含む。)

種 別 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・店舗・百貨店	650	289,637	15,269,524
住宅・アパート	4,225	1,440,060	63,559,081
病院・ホテル	46	53,365	4,260,156
工場・倉庫・市場	1,419	941,452	43,808,544
そ の 他	1,852	162,735	4,145,843
合 計	8,192	2,887,249	131,043,148

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 区分		29	30	1	2	3
木 造	新 築	353	338	318	368	317
	増 築	4	4	3	4	6
	小 計	357	342	321	372	323
木 造 以 外	新 築	78	275	68	80	42
	増 築	1	1	1	0	2
	小 計	79	276	69	80	44
新 築 計		431	613	386	448	359
増 築 計		5	5	4	4	8
合 計		436	618	390	452	367

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 区分	29	30	1	2	3
木 造	222	203	215	295	233
木 造 以 外	41	74	64	49	44
合 計	263	277	279	344	277

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和3年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	843,632	245,120	3,432
埼玉県総務部	132,859	27,555	386
国土交通省 関東地方整備局	305,451	70,391	985
合 計	1,281,942	343,066	4,803

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舍等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和3年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	任 期
委 員 長	山 口 昌 孝	平成25年4月1日～令和6年3月19日
職 務 代 理	本 田 明	平成30年3月20日～令和6年3月19日
委 員	石 田 茂 樹	令和3年3月20日～令和6年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会

4. 諸 税

(1) 軽自動車税(環境性能割)課税件数及び金額の推移

(各年度6月30日現在)

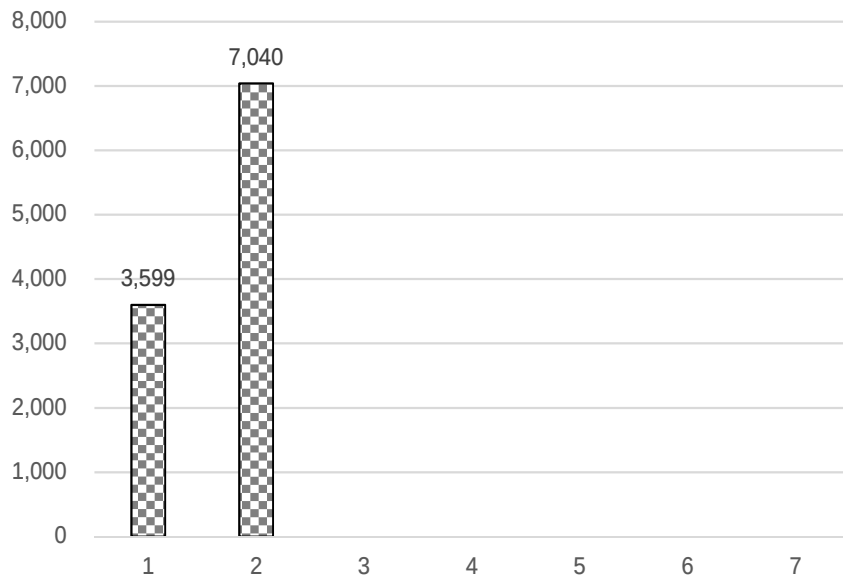
年 度	1	2	3	4	5	6	7
件 数 (件)	3,599	7,040					
金 額 (千円)	6,325	10,476					

軽自動車税(環境性能割)は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。

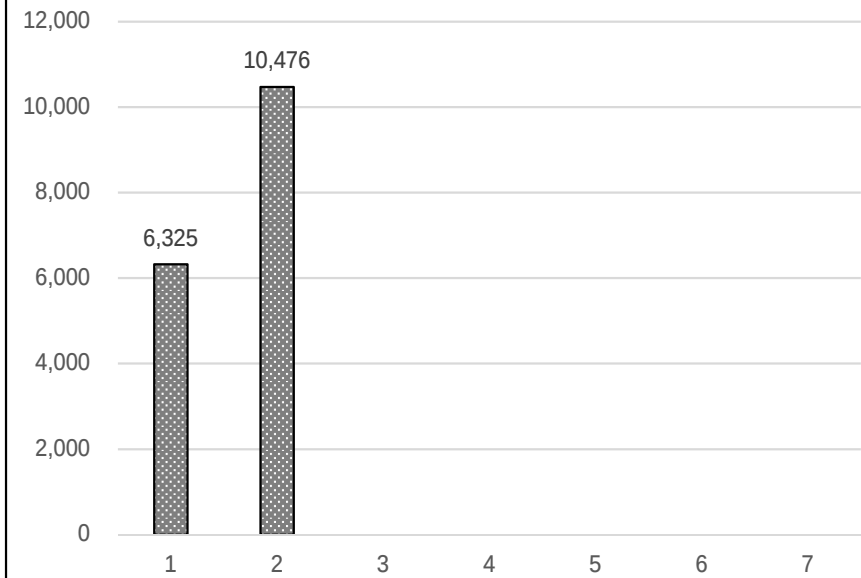
当分の間、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなっており、1年間分の実績を翌年度の6月30日までに市に報告することになっています。

この資料は、6月末に県から実績報告のあった実績値の推移をまとめたものであるため、時点は各年度6月30日現在ですが、値は、その前年度分となっています。

件 数 推 移 (件)



金 額 推 移 (千円)



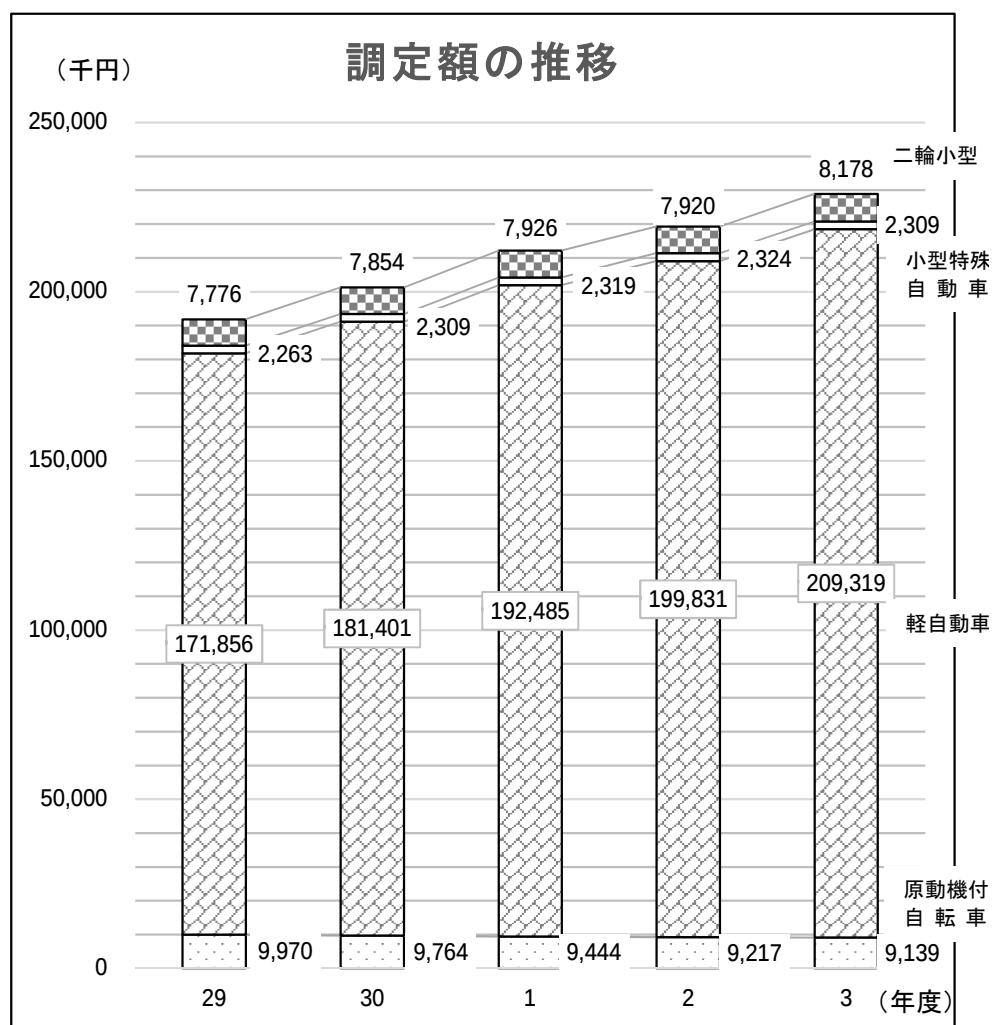
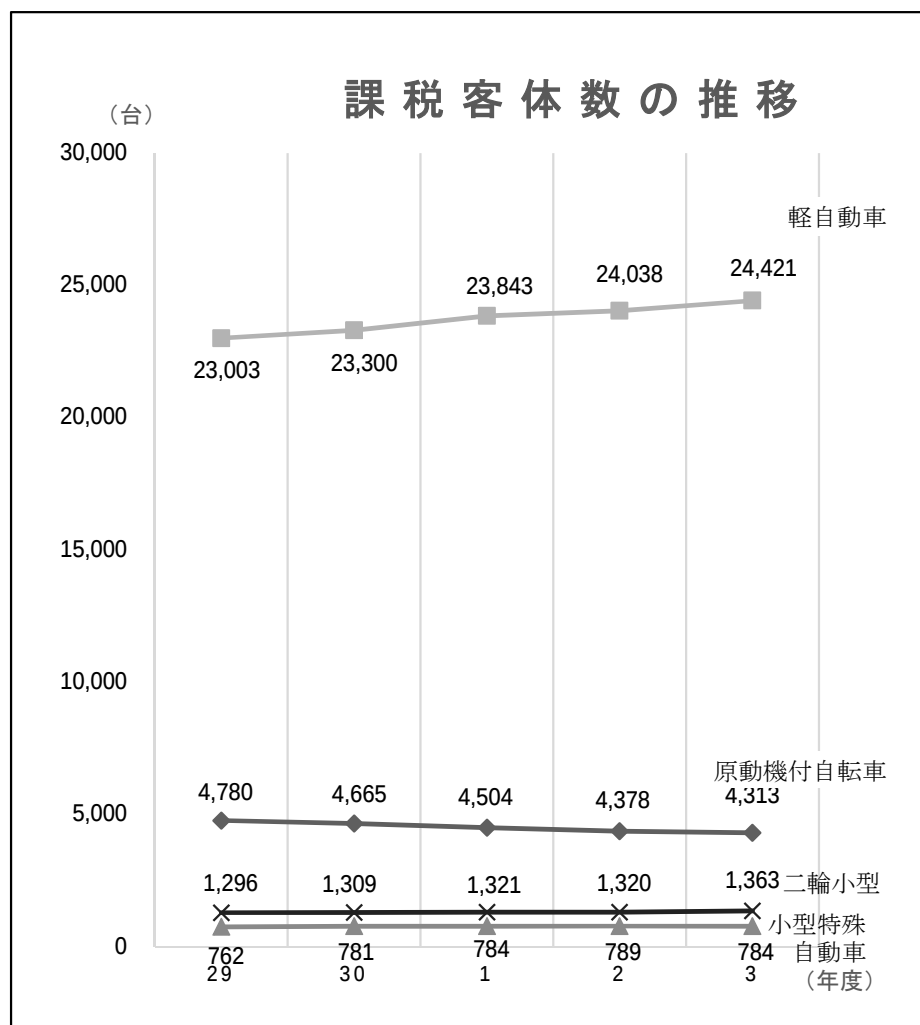
(2) 軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移

(各年度7月1日現在)

種別 \ 年度 区分				29		30		1		2		3	
				台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)
原動機付自転車	5 0 cc 以 下			3,647	7,294	3,494	6,988	3,322	6,644	3,140	6,280	2,997	5,994
	9 0 cc 以 下			247	494	248	496	259	518	261	522	257	514
	1 2 5 cc 以 下			843	2,023	873	2,095	871	2,090	923	2,215	990	2,376
	ミ ニ カ ー			43	159	50	185	52	192	54	200	69	255
	小 計			4,780	9,970	4,665	9,764	4,504	9,444	4,378	9,217	4,313	9,139
軽自動車	二輪・二輪のけん引車			1,175	4,230	1,171	4,216	1,180	4,248	1,191	4,288	1,205	4,338
	三 輪			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪	乗用	自家用	17,578	147,690	17,867	156,792	18,464	167,815	18,579	174,488	18,991	183,923
			営業用	0	0	0	0	0	0	1	5	1	7
		貨物	自家用	4,094	19,417	4,095	19,815	4,033	19,828	4,092	20,407	4,019	20,313
			営業用	156	519	167	578	166	594	175	643	205	738
	小 計			23,003	171,856	23,300	181,401	23,843	192,485	24,038	199,831	24,421	209,319
小型自動車 特殊車	農 耕 作 業 用			638	1,531	657	1,577	659	1,582	666	1,598	662	1,589
	そ の 他			124	732	124	732	125	737	123	726	122	720
	小 計			762	2,263	781	2,309	784	2,319	789	2,324	784	2,309
二 輪 の 小 型 自 動 車				1,296	7,776	1,309	7,854	1,321	7,926	1,320	7,920	1,363	8,178
合 計				29,841	191,865	30,055	201,328	30,452	212,174	30,525	219,292	30,881	228,945
前 年 比				99.9	105.2	100.7	104.9	101.3	105.4	100.2	103.4	101.2	104.4

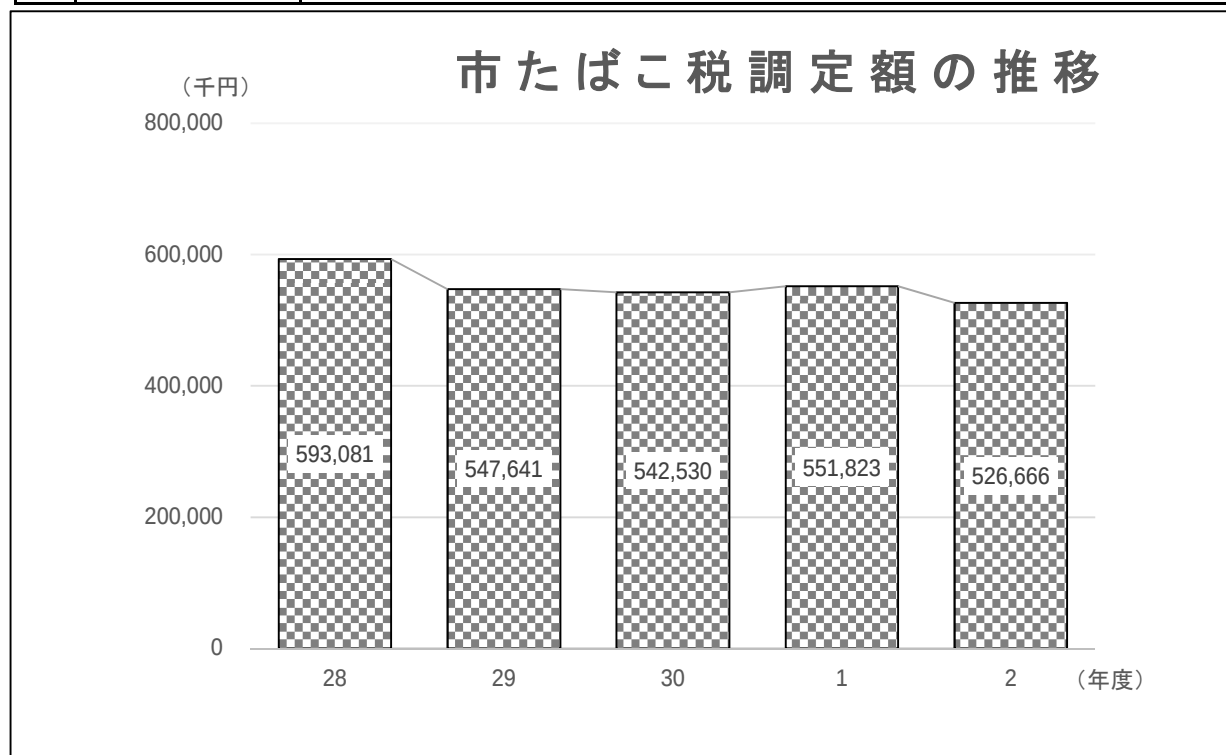
※ 税率については、35ページを参照

(3) 軽自動車税(種別割)課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年 度		28	29	30	1	2
区 分	調 定 額 （千円）	593,081	547,641	542,530	551,823	526,666
	対前年比（％）	95.7	92.3	99.1	101.7	95.4
売渡本数（千本）	旧3級品以外	115,458	105,942	105,947	97,496	94,726
	旧 3 級 品	109,656	101,236	102,427	95,733	94,726
	旧 3 級 品	5,802	4,706	3,520	1,763	
	対前年比（％）	95.6	91.8	100.0	92.0	97.2
税 率	旧3級品以外	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				3,298 円 / 1,000 本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで				4,618 円 / 1,000 本
		平成25年4月1日から平成30年9月30日まで				5,262 円 / 1,000 本
		平成30年10月1日から令和2年9月30日まで				5,692 円 / 1,000 本
		令和2年10月1日から令和3年9月30日まで				6,122 円 / 1,000 本
	旧3級品	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで				1,564 円 / 1,000 本
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで				2,190 円 / 1,000 本
		平成25年4月1日から平成28年3月31日まで				2,495 円 / 1,000 本
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで				2,925 円 / 1,000 本
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで				3,355 円 / 1,000 本
		平成30年4月1日から令和元年9月30日まで				4,000 円 / 1,000 本
		令和元年10月1日から（特例税率廃止）				5,692 円 / 1,000 本



5. 徵 収

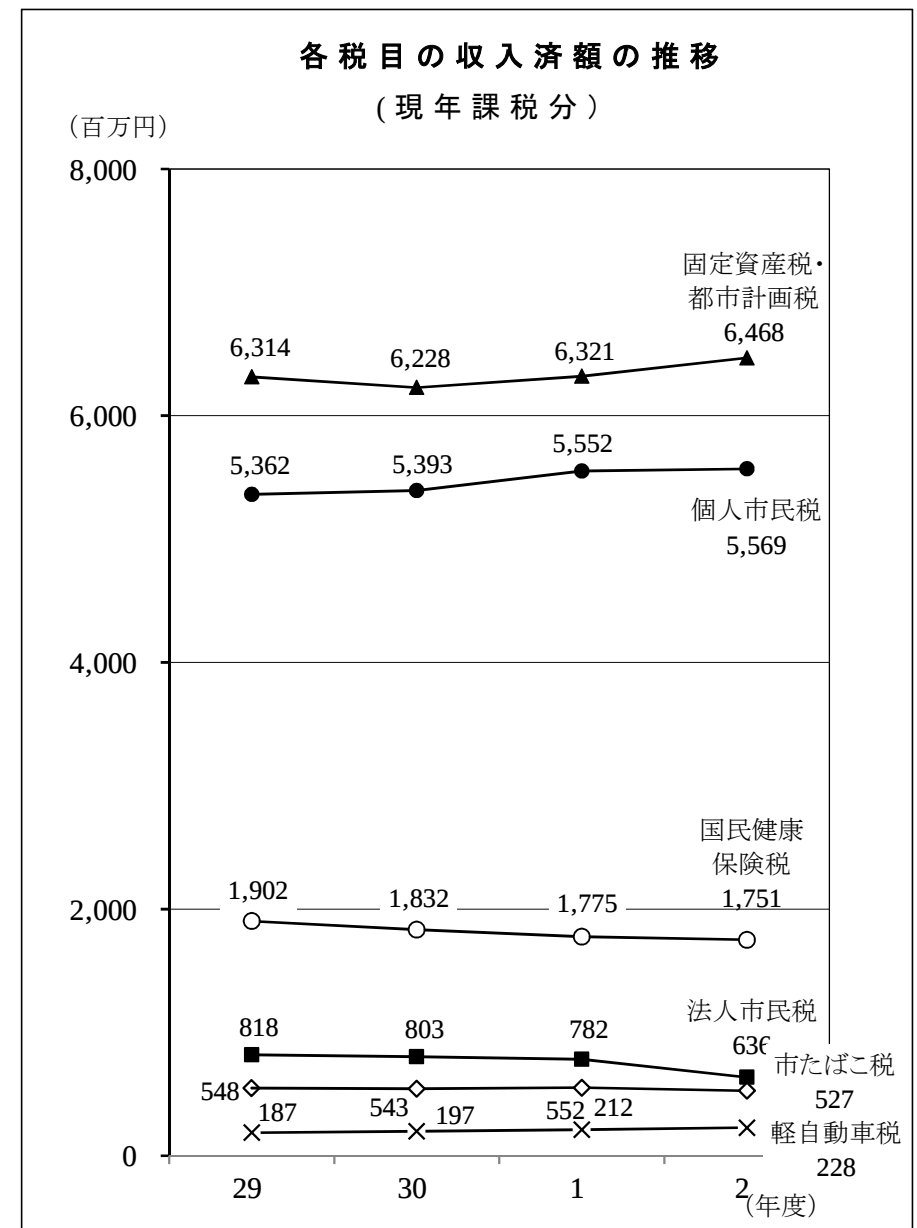
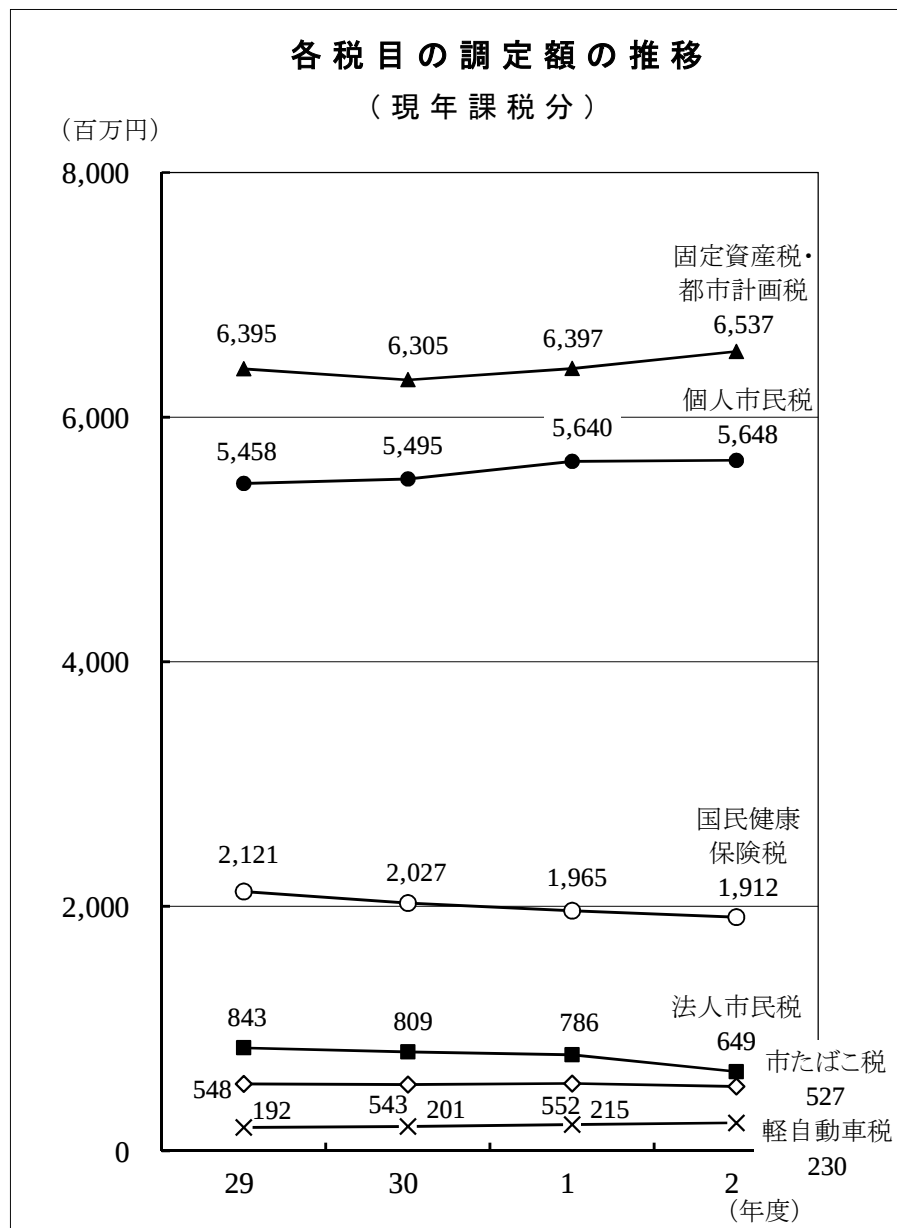
(1) 年度別市税決算額

税目		29			30			1			2		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,457,849	5,362,183	98.2	5,494,746	5,393,020	98.1	5,640,271	5,552,009	98.4	5,647,951	5,568,829	98.6
	法人	842,535	818,386	97.1	809,391	802,880	99.2	785,757	782,336	99.6	648,821	636,161	98.0
	計	6,300,384	6,180,569	98.1	6,304,137	6,195,900	98.3	6,426,028	6,334,345	98.6	6,296,772	6,204,990	98.5
固定資産税	固定資産税	5,718,702	5,645,816	98.7	5,633,848	5,565,131	98.8	5,718,571	5,650,055	98.8	5,843,991	5,783,122	99.0
	交付金	5,708	5,708	100.0	5,675	5,675	100.0	4,835	4,835	100.0	4,805	4,805	100.0
	計	5,724,410	5,651,524	98.7	5,639,523	5,570,806	98.8	5,723,406	5,654,890	98.8	5,848,796	5,787,927	99.0
軽自動車税	環境性能割	-	-	-	-	-	-	3,313	3,313	100.0	11,256	11,256	100.0
	種別割	191,796	187,221	97.6	201,272	197,106	97.9	212,097	208,222	98.2	219,147	216,601	98.8
	計	191,796	187,221	97.6	201,272	197,106	97.9	215,410	211,535	98.2	230,403	227,857	98.9
市たばこ税		547,641	547,641	100.0	542,530	542,530	100.0	551,823	551,823	100.0	526,666	526,666	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		670,588	662,041	98.7	665,097	656,985	98.8	673,949	665,678	98.8	688,673	679,936	98.7
小計		13,434,819	13,228,996	98.5	13,352,559	13,163,327	98.6	13,590,616	13,418,271	98.7	13,591,310	13,427,376	98.8
滞納繰越分		759,613	227,548	30.0	641,123	235,275	36.7	526,415	205,634	39.1	418,419	193,907	46.3
合計		14,194,432	13,456,544	94.8	13,993,682	13,398,602	95.7	14,117,031	13,623,905	96.5	14,009,729	13,621,283	97.2
国民健康保険税		2,121,068	1,901,862	89.7	2,027,330	1,832,071	90.4	1,964,639	1,774,549	90.3	1,912,234	1,751,296	91.6
滞納繰越分		1,077,343	236,416	21.9	912,947	244,218	26.8	736,518	211,722	28.7	565,290	187,888	33.2
合計		3,198,411	2,138,278	66.9	2,940,277	2,076,289	70.6	2,701,157	1,986,271	73.5	2,477,524	1,939,184	78.3

※「調定額」

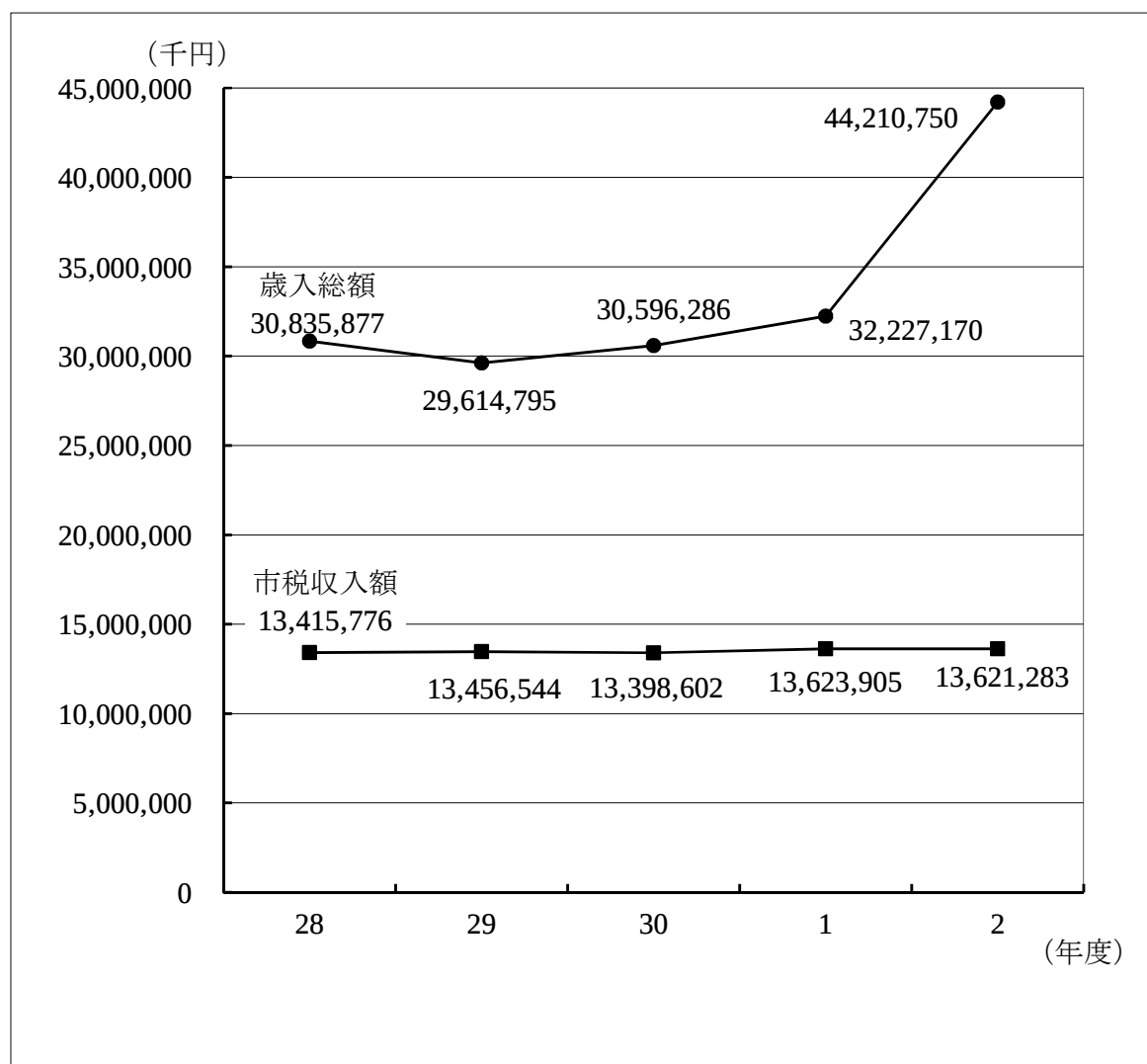
税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

年 度 区 分	28	29	30	1	2
歳入総額 (A) (千円)	30,835,877	29,614,795	30,596,286	32,227,170	44,210,750
市税収入額 (B) (千円)	13,415,776	13,456,544	13,398,602	13,623,905	13,621,283
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	43.5	45.4	43.8	42.3	30.8

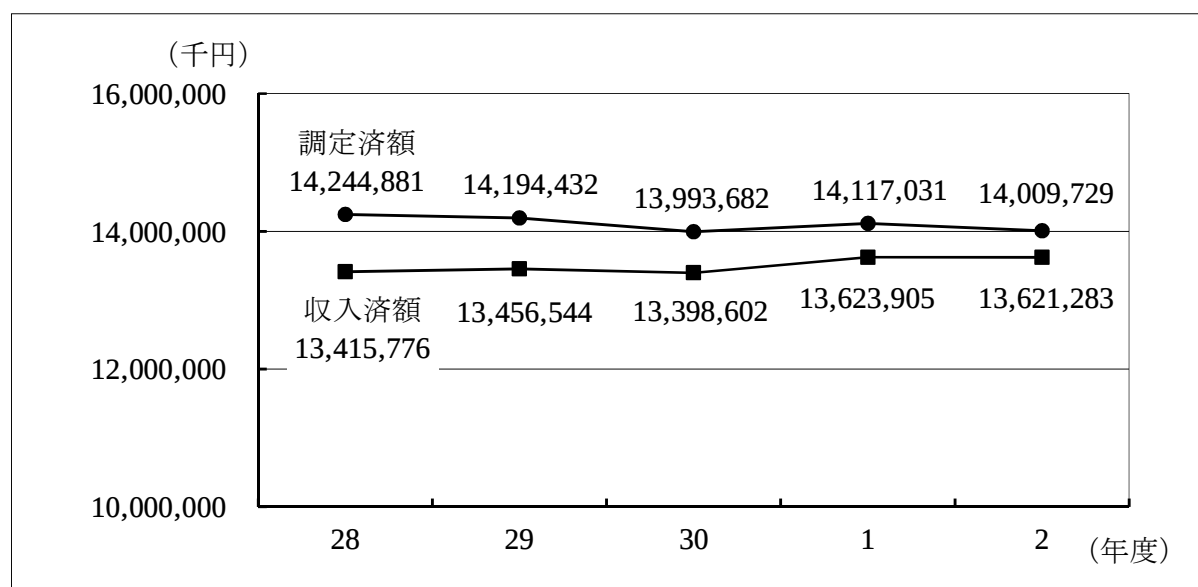


(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		28	29	30	1	2
調定済額	現年度課税分 A (千円)	13,377,174	13,434,819	13,352,559	13,590,616	13,591,310
	滞納繰越分 B (千円)	867,707	759,613	641,123	526,415	418,419
	合 計 C (千円)	14,244,881	14,194,432	13,993,682	14,117,031	14,009,729
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	※ 40,682
	Dのうち現年度課税分 (千円)	0	0	0	0	※ 40,599
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,171,915	13,228,996	13,163,327	13,418,271	13,427,376
	滞納繰越分 F (千円)	243,861	227,548	235,275	205,634	193,907
	合 計 G (千円)	13,415,776	13,456,544	13,398,602	13,623,905	13,621,283
不 納 欠 損 額 H (千円)		63,084	95,900	68,441	74,125	37,590
収 入 未 済 額 (C-G-H) I (千円)		766,021	641,988	526,639	419,001	350,856
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	98.5	98.5	98.6	98.7	98.8
	滞納繰越分 (F/B) (%)	28.1	30.0	36.7	39.1	46.3
	合 計 (G/C) (%)	94.2	94.8	95.7	96.5	97.2

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う「徴収猶予の特例」

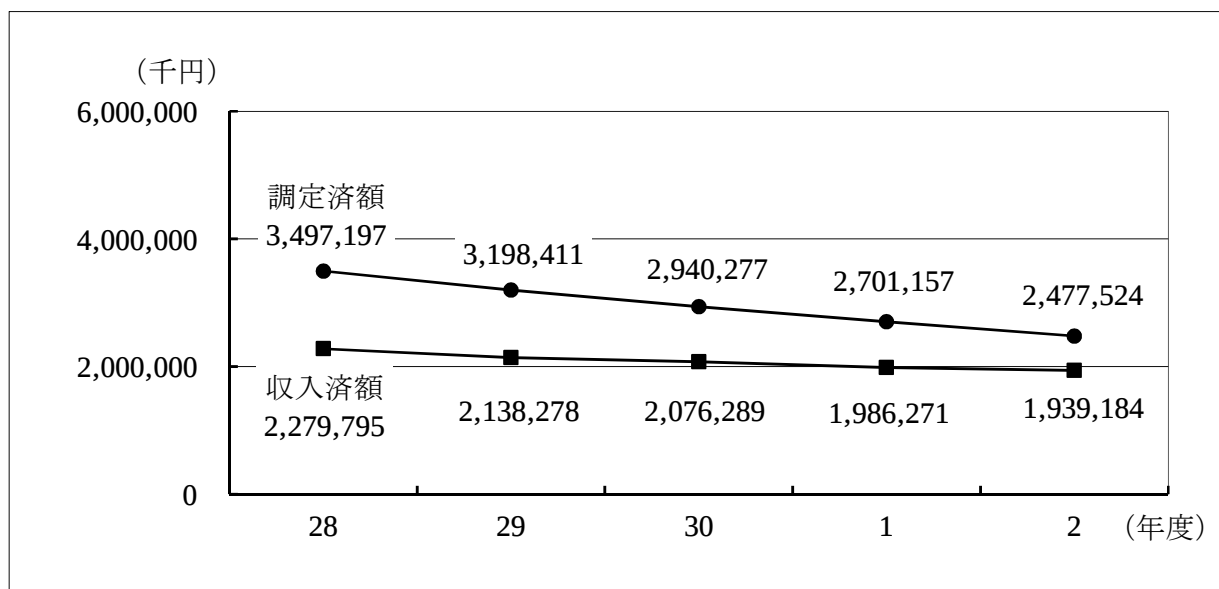
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		28	29	30	1	2
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,279,455	2,121,068	2,027,330	1,964,639	1,912,234
	滞納繰越分 B (千円)	1,217,742	1,077,343	912,947	736,518	565,290
	合 計 C (千円)	3,497,197	3,198,411	2,940,277	2,701,157	2,477,524
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,041,667	1,901,862	1,832,071	1,774,549	1,751,296
	滞納繰越分 E (千円)	238,128	236,416	244,218	211,722	187,888
	合 計 F (千円)	2,279,795	2,138,278	2,076,289	1,986,271	1,939,184
不 納 欠 損 額 G (千円)		130,522	131,674	117,388	141,834	69,015
収 入 未 済 額 (C-F-G) H (千円)		1,086,880	928,459	746,600	573,052	469,325
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	89.6	89.7	90.4	90.3	91.6
	滞納繰越分 (E/B) (%)	19.6	21.9	26.8	28.7	33.2
	合 計 (F/C) (%)	65.2	66.9	70.6	73.5	78.3

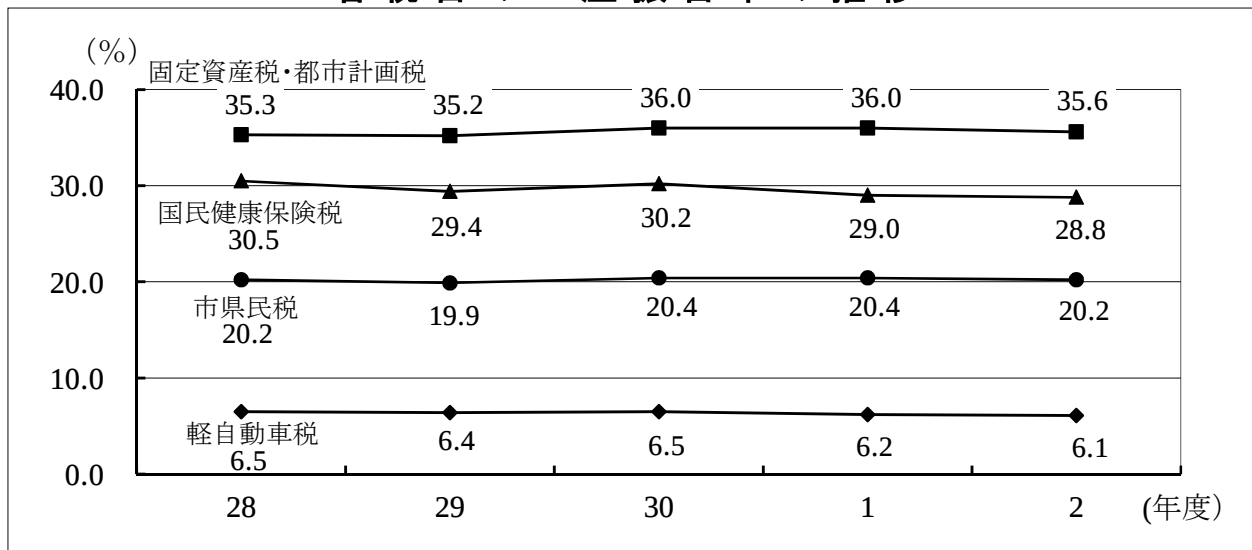
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税 目	年 度				
		28	29	30	1	2
納税義務者 (人)	市 県 民 税	14,900	14,429	14,264	14,188	13,210
	固定資産税・都市計画税	37,629	37,834	38,148	38,340	38,558
	軽 自 動 車 税	29,846	29,819	30,034	30,447	30,513
	国民健康保険税	14,696	14,099	13,571	13,638	12,919
	合 計	97,071	96,181	96,017	96,613	95,200
振替件数 (件)	市 県 民 税	3,015	2,873	2,915	2,897	2,665
	固定資産税・都市計画税	13,292	13,329	13,716	13,808	13,737
	軽 自 動 車 税	1,933	1,916	1,946	1,892	1,857
	国民健康保険税	4,479	4,139	4,096	3,954	3,726
	合 計	22,719	22,257	22,673	22,551	21,985
振替加入率 (%)	市 県 民 税	20.2	19.9	20.4	20.4	20.2
	固定資産税・都市計画税	35.3	35.2	36.0	36.0	35.6
	軽 自 動 車 税	6.5	6.4	6.5	6.2	6.1
	国民健康保険税	30.5	29.4	30.2	29.0	28.8
	合 計	23.4	23.1	23.6	23.3	23.1

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区 分 \ 年 度		28	29	30	1	2
市県民税	件数 (件)	18,365	20,412	20,704	20,548	19,757
	金額 (千円)	419,768	444,776	454,377	440,247	476,361
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	31,835	33,478	35,934	37,020	31,241
	金額 (千円)	587,852	631,925	645,465	647,190	913,951
軽自動車税	件数 (件)	13,141	14,115	14,940	16,063	16,293
	金額 (千円)	80,879	91,539	101,279	106,352	116,203
国民健康保険税	件数 (件)	30,182	27,868	27,046	26,751	26,457
	金額 (千円)	410,162	363,835	362,624	336,785	382,810
合計	件数 (件)	93,523	95,873	98,624	100,382	93,748
	金額 (千円)	1,498,661	1,532,075	1,563,745	1,530,574	1,889,325

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区 分 \ 年 度		28	29	30	1	2
動産	件数 (件)	0	5	4	3	5
	税額 (千円)	0	7,955	9,744	6,895	8,104
債権	件数 (件)	471	549	878	951	727
	税額 (千円)	247,878	222,927	230,398	277,739	289,806
不動産	件数 (件)	7	19	13	24	17
	税額 (千円)	6,873	13,496	11,434	37,355	17,442
合計	件数 (件)	478	573	895	978	749
	税額 (千円)	254,751	244,378	251,576	321,989	315,352

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	29				30				1				2			
		期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)		1	14,429	3,110	21.6	1	14,264	3,318	23.3	1	14,188	3,182	22.4	1	13,210	2,257	17.1
		2	12,823	3,022	23.6	2	12,650	3,018	23.9	2	12,770	3,254	25.5	2	11,869	2,496	21.0
		3	12,503	3,115	24.9	3	12,448	3,043	24.4	3	12,922	3,146	24.3	3	11,608	2,706	23.3
		4	12,965	3,131	24.1	4	12,896	3,069	23.8	4	12,955	3,061	23.6	4	12,246	2,852	23.3
		計	52,720	12,378	23.5	計	52,258	12,448	23.8	計	52,835	12,643	23.9	計	48,933	10,311	21.1
固定資産税・ 都市計画税		1	37,834	3,761	9.9	1	38,148	3,739	9.8	1	38,340	3,533	9.2	1	38,558	3,222	8.4
		2	37,103	3,788	10.2	2	37,432	3,796	10.1	2	37,614	3,857	10.3	2	37,874	3,206	8.5
		3	37,122	3,452	9.3	3	37,437	3,329	8.9	3	37,627	3,403	9.0	3	37,857	2,841	7.5
		4	37,121	3,544	9.5	4	37,434	3,398	9.1	4	37,636	3,834	10.2	4	37,858	3,050	8.1
		計	149,180	14,545	9.7	計	150,451	14,262	9.5	計	151,217	14,627	9.7	計	152,147	12,319	8.1
軽自動車税		全	29,819	3,799	12.7	全	30,034	3,678	12.2	全	30,447	3,490	11.5	全	30,513	2,630	8.6
国民健康 保険税		1	14,099	3,737	26.5	1	13,571	3,620	26.7	1	13,638	3,525	25.8	1	12,919	3,052	23.6
		2	13,902	3,573	25.7	2	13,357	3,434	25.7	2	13,191	3,492	26.5	2	12,672	2,870	22.6
		3	13,706	3,621	26.4	3	13,229	3,425	25.9	3	12,958	3,300	25.5	3	12,381	2,824	22.8
		4	12,634	3,323	26.3	4	12,231	3,076	25.1	4	11,942	3,139	26.3	4	11,606	2,823	24.3
		5	12,657	3,215	25.4	5	12,289	3,057	24.9	5	11,952	3,139	26.3	5	11,553	2,653	23.0
		6	12,597	3,135	24.9	6	12,251	3,043	24.8	6	11,903	3,118	26.2	6	11,529	2,713	23.5
		7	12,475	3,154	25.3	7	12,118	3,015	24.9	7	11,655	2,931	25.1	7	11,519	2,703	23.5
		8	12,456	3,061	24.6	8	12,080	2,965	24.5	8	11,797	3,065	26.0	8	11,530	2,634	22.8
		9	12,496	3,012	24.1	9	12,068	2,821	23.4	9	11,701	2,875	24.6	9	11,472	2,472	21.5
		計	117,022	29,831	25.5	計	113,194	28,456	25.1	計	110,737	28,584	25.8	計	107,181	24,744	23.1

6. そ の 他

市 税 の 税 率 及 び 納 期 等 の 一 覧 表

(令和3年7月1日現在)

税 目		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)				納 期 限 (令和3年度)																																				
	個 人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	均等割	<table><tr><td>市 民 税</td><td>県 民 税</td></tr><tr><td>年額 3,500 円</td><td>年額 1,500 円</td></tr></table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,500 円	年額 1,500 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 11月 1日 第2期 8月31日 第4期 1月31日 (特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、翌月10日までに納付)																																	
			市 民 税	県 民 税																																							
年額 3,500 円	年額 1,500 円																																										
所得割	<table><tr><td>市 民 税</td><td>県 民 税</td></tr><tr><td>6 %</td><td>4 %</td></tr></table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %																																					
市 民 税	県 民 税																																										
6 %	4 %																																										
市 民 税	法 人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有 する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	<table><tr><td colspan="2">法 人 等 の 区 分</td><td>市内従業者</td><td>税額(年額)</td></tr><tr><td rowspan="2">資 本 金 等 の 額</td><td>50億円を超える法人</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10億円を超え 50億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>10億円を超える法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td></td><td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td><td>50 人以下 —</td><td>50,000 円</td></tr></table>			法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)	資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円		10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円		1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円		1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円		1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に 申告納付
			法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)																																					
資 本 金 等 の 額	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																								
	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																								
	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																								
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円																																								
	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円																																								
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																								
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																								
	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																								
	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円																																								
法人税割	<table><tr><td>法 人 等 の 区 分</td><td>平成26年10月1 日以後に開始</td><td>令和元年10月1 日以後に開始</td></tr><tr><td>資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万 円を超える法人</td><td>12. 1 %</td><td>8. 4 %</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>9. 7 %</td><td>6. 0 %</td></tr></table>			法 人 等 の 区 分	平成26年10月1 日以後に開始	令和元年10月1 日以後に開始	資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万 円を超える法人	12. 1 %	8. 4 %	上記以外の法人	9. 7 %	6. 0 %																															
法 人 等 の 区 分	平成26年10月1 日以後に開始	令和元年10月1 日以後に開始																																									
資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万 円を超える法人	12. 1 %	8. 4 %																																									
上記以外の法人	9. 7 %	6. 0 %																																									
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><tr><td>土 地 家 屋 償却資産</td><td>1. 4 %</td></tr></table>		土 地 家 屋 償却資産	1. 4 %	<table><tr><td colspan="2">免 税 点</td></tr><tr><td>土 地</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>家 屋</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000 円</td></tr></table>		免 税 点		土 地	300,000 円	家 屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 5月 31日 第2期 8月 2日 第3期 12月27日 第4期 2月28日																											
土 地 家 屋 償却資産	1. 4 %																																										
免 税 点																																											
土 地	300,000 円																																										
家 屋	200,000 円																																										
償却資産	1,500,000 円																																										
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><tr><td>土 地 家 屋</td><td>0. 2 %</td></tr></table>		土 地 家 屋	0. 2 %																																						
土 地 家 屋	0. 2 %																																										

市 税 の 税 率 及 び 納 期 等 の 一 覧 表

(令和3年7月1日現在)

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)	納 期 限 (令和3年度)																																						
軽自動車税 (種別割)	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	四輪以上及び三輪の軽自動車																																							
		<table><tr><th colspan="3">種 別</th><th>平成27年3月31日 以前に登録</th><th>平成27年4月1日 以後に新車登録</th></tr><tr><td colspan="3">三輪のもの</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td></tr></table>	種 別			平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録	三輪のもの			3,100 円	3,900 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円														
		種 別			平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録																																			
		三輪のもの			3,100 円	3,900 円																																			
		四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円																																			
				自家用	7,200 円	10,800 円																																			
			貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円																																			
				自家用	4,000 円	5,000 円																																			
		原動機付自転車及び二輪車等																																							
		<table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>年 税 額</th></tr><tr><td rowspan="4">原動機付自転車</td><td>50cc以下のもの</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>50ccを超え 90cc以下のもの</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>90ccを超え 125cc以下のもの</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700 円</td></tr><tr><td rowspan="3">軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td><td>二輪のもの (側車付を含む。)</td><td rowspan="3">3,600 円</td></tr><tr><td>二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)</td></tr><tr><td>専ら雪上を走行するもの</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>農耕作業用のもの</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>5,900 円</td></tr><tr><td colspan="2">二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td><td>6,000 円</td></tr></table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600 円	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)	専ら雪上を走行するもの	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円														
種 別		年 税 額																																							
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000 円																																							
	50ccを超え 90cc以下のもの	2,000 円																																							
	90ccを超え 125cc以下のもの	2,400 円																																							
	ミニカー	3,700 円																																							
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600 円																																							
	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)																																								
	専ら雪上を走行するもの																																								
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円																																							
	その他のもの	5,900 円																																							
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		6,000 円																																							
重課税率 (平成28年度から)																																									
<table><tr><th colspan="3">種 別</th><th>年 税 額</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗 用</td><td>営業用</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>営業用</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>6,000 円</td></tr></table>	種 別			年 税 額	軽自動車	三輪のもの		4,600 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	貨物用	営業用	4,500 円	自家用	6,000 円																						
種 別			年 税 額																																						
軽自動車	三輪のもの		4,600 円																																						
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	8,200 円																																					
			自家用	12,900 円																																					
		貨物用	営業用	4,500 円																																					
			自家用	6,000 円																																					
	※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年 を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率 が適用																																								
軽課税率																																									
<table><tr><th colspan="3" rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">標準税率</th><th colspan="3">グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度</th></tr><tr><th>25%軽減</th><th>50%軽減</th><th>75%軽減</th></tr><tr><td colspan="3">三輪</td><td>3,900 円</td><td>3,000 円</td><td>2,000 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900 円</td><td>5,200 円</td><td>3,500 円</td><td>1,800 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800 円</td><td>8,100 円</td><td>5,400 円</td><td>2,700 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物</td><td>営業用</td><td>3,800 円</td><td>2,900 円</td><td>1,900 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>5,000 円</td><td>3,800 円</td><td>2,500 円</td><td>1,300 円</td></tr></table>	種 別			標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度			25%軽減	50%軽減	75%軽減	三輪			3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円	
種 別					標準税率	グリーン化特例 (軽課) 平成28年度～令和3年度																																			
			25%軽減	50%軽減		75%軽減																																			
三輪			3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																																			
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円																																			
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円																																			
	貨物	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円																																			
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円																																			
※ 平成27年4月1日から令和3年3月31日までに新車新規登録した一定の環境 性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車について、その燃費性能に応じ、取 得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化特例 (軽課) が適 用																																									

市 税 の 税 率 及 び 納 期 等 の 一 覧 表

(令和3年7月1日現在)

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)				納 期 限 (令和3年度)
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定 販売業者(外国産たばこの 輸入業者)又は卸売販売業 者	旧3級品以外の紙巻たばこ	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本		毎月の初日から末日までの間に売り渡し た製造たばこに係る税額について、翌月 末日までに申告納付
			平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本		
			令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本		
			令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本		
		旧3級品の紙巻たばこ	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本		
			平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本		
			平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本		
			令和元年10月1日から (特例税率廃止)	5,692 円 / 1,000 本		
国民健康 保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の 所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者 である世帯主 ○国民健康保険の被保険者 のいる世帯の世帯主		所 得 割	均 等 割	年間限度額	第1期 8月2日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 11月1日 第5期 11月30日 第6期 12月27日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 3月31日
		医 療 保 険 分	7.8 %	24,500 円	630,000 円	
		後 期 高 齢 者 支 援 分	1.7 %	4,500 円	190,000 円	
		介 護 納 付 金 分	1.4 %	10,000 円	170,000 円	

MEMO

MEMO

MEMO
